京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２３年１０月３１日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第　３６　号

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を次のように改正する。

第８条を第１３条とし，第５条から第７条までを５条ずつ繰り下げる。

第４条中「第２条」を「第７条」に改め，同条を第９条とする。

第３条を第８条とし，第２条を第７条とし，同条の前に次の３条を加える。

（デイ・サービスセンターにおいて実施する事業）

第４条　条例第７条第１号に規定する別に定めるものは，第１条第１号に掲げるものとする。

（更生園において実施する事業）

第５条　条例第１１条第１号に規定する別に定めるものは，第１条各号に掲げるものとする。

（授産園において実施する事業）

第６条　条例第１４条第１号に規定する別に定めるものは，第１条第１号に掲げるものとする。

第１条第１項中「京都市洛西ふれあいの里条例（以下「条例」という。）第６条第２項第１号及び第２号並びに第１３条第２項第１号及び第２号」を「条例第６条第２項及び第１３条第２項第１号」に改め，同条第２項各号列記以外の部分中「第１３条第２項第３号」を「第１３条第２項第２号」に改め，同項第１号中「１，８７６円」を「１，８７０円」に改め，同項第２号中「３，７６３円」を「３，７６０円」に改め，同項第３号中「５，０５６円」を「５，０５０円」に改め，同条を第３条とし，同条の前に次の２条を加える。

（事業）

第１条　京都市洛西ふれあいの里条例（以下「条例」という。）第２条第１号に規定する別に定めるものは，次に掲げるものとする。

⑴　障害者自立支援法第５条第７項に規定する生活介護

⑵　同法第５条第９項に規定する短期入所

（療護園において実施する事業）

第２条　条例第４条第１号に規定する別に定めるものは，前条各号に掲げるものとする。

別記様式中「第２条関係」を「第７条関係」に改め，同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附　則

この規則は，平成２３年１１月１日から施行する。

（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）